

構造上、身体障がい者の方が利用するための自動車の減免

構造上、身体障がい者の方が利用するためのものと認められる自動車については、申請により自動車取得税及び自動車税の減免を受けることができます。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免の対象となる自動車

車いす等の昇降装置や固定装置等を装着しており、構造上、もっぱら身体障がい者の方が利用するためのものと認められる自動車

※ 詳しくは、リーフレット「自動車税等の減免について」に記載の総合振興局等にお問い合わせください。

はじめて申請するときの手続

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出（原本提示）してください。

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 自動車取得税減免・自動車税課税免除・減免申請書(提出) | |
| 2 | 自動車検査証(原本提示) …………… | 自動車の構造等の確認のため
(自動車を新しく取得する場合は自動車取得税・自動車税申告書を併せて提出) |
| 3 | 身体障害者手帳等(原本提示) …………… | 身体障がい者の方の確認のため |
| 4 | 身体障がい者の方のための特別な仕様や構造を確認できる写真等(提出) | |
| 5 | 印鑑 | |

※1 4の書類は自動車検査証で自動車の構造を確認することができない場合に必要となります。

※2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳交付時に保健所が発行している「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求め場合があります。

※3 福祉輸送事業等により、不特定多数の身体障がい者の方のために使用する場合は、提出（原本提示）していただく書類が異なりますので、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続

1 現況確認照会書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況確認照会書に対する回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 車検を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封します。

なお、運輸支局において自動車税の納税確認が電子的に行われるため、自動車税の納税証明書の提示を省略することができます。

3 自動車を入れ替えるとき

新たに取得した自動車について、新たに減免の申請手続をしてください。

4 減免の要件に該当しなくなったとき

自動車を身体障がい者の方のために利用しなくなったなど、減免の要件に該当しないこととなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

5 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等で新たに減免の申請手続をしてください。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。